貸切バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和2年4月)

4月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	累積点数
1	有限会社中央ハイヤー（法人番号１４５００００２００９３９８）代表者吉本貞子	北海道富良野市西扇山１	貸切バス営業所	北海道富良野市西扇山１	R2.04.22	輸送施設の使用停止（２６０日車）及び文書警告	道路運送法（以下「法」）第９条の２第１項、道法第２７条第３項、法第２９条の３、法第９４条第１項	令和元年１０月２９日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。１３件の違反が認められた。（１）運賃料金変更事前届出義務違反（道路運送法（以下「法」）第９条の２第１項）、（２）運送引受書の交付義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第７条の２第１項）、（３）点呼の記録保存義務違反（運輸規則第２４条第５項）、（４）点呼の記録事項義務違反（運輸規則第２４条第５項）、（５）乗務等の記録義務違反（運輸規則第２５条第１項、第２項、第４項）、（６）運行指示書の作成、指示又は携行義務違反（運輸規則第２８条の２第１項）、（７）乗務員台帳の記載事項義務違反（運輸規則第３７条第１項）、（８）運転者に対する指導監督の記録違反（運輸規則第３８条第１項）、（９）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（１０）整備管理者の選任の未届出違反（運輸規則第４５条）、（１１）運行管理補助者の選任解任届出義務違反（運輸規則第６８条）、（１２）輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反（法第２９条の３）、（１３）報告義務違反（法第９４条第１項）	26	26
	以下余白									